

# 新型コロナウイルス感染症対策 ～保険税(料)の減免制度について～

## ■国民健康保険税および

### 後期高齢者医療保険料の減免について



#### ▷対象となる世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯。
  - 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、かつ次の①～③の全てに当てはまる場合。
    - ①世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響による減少額が、前年の当該収入の額の10分の3以上であること。
    - ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
    - ③減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- ※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税(料)の全部を免除(ただし、雇用保険の給付を受けることができる場合は、免除対象外)。

## ■介護保険の第一号保険料の減免について



#### ▷対象となる世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者に収入の減少が見込まれ、かつ次の両方を満たす場合。
  - ・世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響による減少額が、前年の当該収入の額の10分の3以上であること。
  - ・減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

### 共通事項～申請方法や必要書類などについて～

- ▷対象となる保険税(料)＝納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されているもの【令和3年度分および令和2年度相当分の保険税(料)】。
- ▷申請方法＝それぞれの減免申請書に記入の上、次の書類を添付して税務課に提出ください(郵送での申請も可)。申請書は、本庁税務課窓口を設置してあるほか、市ホームページからダウンロードできます。申請書の郵送を希望する人は問い合わせください。
- ▷必要書類
  - ・前年の収入状況が分かるもの(源泉徴収票、確定申告書の控えなど)
  - ・今年の申請時点までの収入状況がわかるもの(給与明細や帳簿、収支内訳書など)
- ▷申請期間＝令和3年7月14日(水)から令和4年3月31日(木)
- ※事実と異なる申請内容であることが判明した場合は、減免額の変更または減免の取り消しを行う場合があります。

# 税務課からのお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課市民税係(☎内線154)

各種保険税(料)について、本年度の改正点をお知らせします。

## 国民健康保険税の改正について

各保険税(料)の詳細については、発送する通知書などを確認ください。

### ■軽減制度の見直し

- ▷7割軽減＝前年の総所得などが「43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円」以下の世帯
- ▷5割軽減＝前年の総所得などが「43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(世帯主を含む被保険者数×28万5千円)」以下の世帯
- ▷2割軽減＝前年の総所得などが「43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(世帯主を含む被保険者数×52万円)」以下の世帯
- ▷昨年度からの改正点＝「33万円」から、「43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円」となりました。

## 後期高齢者医療保険料の改正について

### ■保険料均等割額の軽減制度の見直し

本年度は、均等割額の7.75割軽減となっていた人が本来の7割軽減となります。  
◎改正後＝11,400円(7割軽減) ◎改正前＝8,500円(7.75割軽減)

### ■均等割の軽減基準額の見直し

- ▷7割軽減＝前年の総所得などが「43万円+{10万円×(年金・給与所得者の数-1)}」以下の世帯
- ▷5割軽減＝前年の総所得などが「43万円+{28.5万円×世帯主を含む被保険者数}+{10万円×(年金・給与所得者の数-1)}」以下の世帯
- ▷2割軽減＝前年の総所得などが「43万円+{52万円×世帯主を含む被保険者数}+{10万円×(年金・給与所得者の数-1)}」以下の世帯

## 介護保険料の改正について

段階	対象者	令和3年度介護保険料(改正後)	
		月額	年額
1	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	1,580円	18,960円
2	●世帯全員が住民税非課税で、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	2,640円	31,680円
3	●世帯全員が住民税非課税で、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える人	3,700円	44,400円
4	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	4,750円	57,000円
5	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で第4段階以外の人	5,280円	63,360円
6	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	6,340円	76,080円
7	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	6,860円	82,320円
8	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	7,920円	95,040円
9	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	8,980円	107,760円

## 発送日や納期限のご案内

- 通知書発送予定日
  - ▷国民健康保険税＝7月13日(火)
  - ▷後期高齢者医療保険料・介護保険料＝普通徴収分は7月13日(火)、特別徴収分は7月20日(火)
- 納期限
  - 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料すべて共通です。
  - ・第1期＝8月2日(月)・第2期＝8月31日(火)
  - ・第3期＝9月30日(木)・第4期＝11月1日(月)
  - ・第5期＝11月30日(火)・第6期＝12月27日(月)
  - ・第7期＝令和4年1月31日(月)
- 納付方法
  - ・普通徴収＝納付書や口座振替により納める方法
  - ・特別徴収＝年金からの引き去りにより納める方法